

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

航空機は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 60 条及び第 62 条に基づき、航空機の航行の安全を確保するための装置及び救急用具として、航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。)第 147 条及び第 150 条に規定されている装置等を装備しなければ、航空の用に供してはならないとされている。

今般、国際民間航空条約の附属書 10 第 4 巻第 91 改訂版が発効され、従来の航空機衝突防止装置 (Airborne Collision Avoidance System。以下「ACAS」という。)よりも空中衝突のリスク及び不必要な回避指示の発生を低減する ACAS X が追加となった。

また、国際民間航空条約の附属書 6 第 1 部第 48 改訂版が発効され、過去の航空事故において、捜索救難に時間を要したことを受け、航行中に通常では想定されない速度・姿勢・降下率等を検知した場合に毎分 1 回以上、航空機の位置情報を自動で送信する装置(以下「遭難追跡装置」という。)が、一部の航空機に対して新規装備要件として追加された。

以上のことから、我が国においても国際標準と同様に対応するため、規則について所要の改正を行う。

2. 改正事項

航空機の航行の安全を確保するために必要な装置及び救急用具について、以下の改正を行う。

(1) 【規則第 147 条第 6 号及び第 147 条の 2 関係】

航空運送事業の用に供する客席数が 19 又は最大離陸重量が 5,700kg を超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機が装備しなければならない ACAS について、適合基準を国際民間航空条約の附属書 10 第 4 巻第 85 改訂版から同巻第 91 改訂版に改める。

また、航空運送事業の用に供しない客席数が 30 又は最大離陸重量が 15,000kg を超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であって、最初の耐空証明等が平成 19 年 1 月 1 日以後になされたものに対しても、ACAS の装備を義務付ける。

(2) 【規則第 150 条関係】

航空運送事業の用に供する最大離陸重量が 27,000kg を超える飛行機であって、

最初の耐空証明等が令和6年1月1日以後になされたものに対して、遭難追跡装置の装備を義務付ける。

また、航空運送事業の用に供する客席数が19を超える飛行機であって、最初の耐空証明等が平成20年7月1日以後になされたものに対して、遭難追跡装置の装備状況によって航空機用救命無線機の装備要件を規定する改正を行う。

(3) その他所要の改正【規則第147条の2及び第150条関係】

(4) 経過措置

(a) 規則第147条第6号及び第147条の2関係

我が国において新たにACASを装備しなければならない運航者はいないことから、経過措置は定めない。

(b) 規則第150条関係

令和6年1月1日以後に最初の耐空証明等がなされる一部の機体で、開発の遅れ等により、製造時に遭難追跡装置が装備できないことが判明している。

運航者が当該装置を装備するためには、製造者が発行する作業指示書（Service Bulletin。以下「SB」という。）に従い改修を実施する必要があるが、令和6年7月時点でSBの発行に至っていない。これらについては、SBの発行及び部品供給の状況に応じて、特定の型式を指定し、当該装置を装備しなくてもよい期間を置く経過措置を告示で定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

(1) 規則第147条第6号及び第147条の2関係

公布：令和6年10月

施行：令和6年10月

(2) 規則第150条関係

公布：令和6年10月

施行：令和7年1月